

【2016 年 4 月-7 月に海外留学を開始する大学院生へ】 日本学生支援機構奨学金

第二種奨学金(短期留学)の予約採用について

日本学生支援機構から、2016 年 4 月～7 月に海外の大学院へ短期留学を開始する大学院生を対象に、第二種奨学金(短期留学)の予約採用の募集がありました。

つきましては、申込条件に該当し、かつ貸与を希望する学生は、「日本学生支援機構第二種奨学金(短期留学) 予約採用 申込要項」を入手し、申込手続きを行ってください。

申込要項の配布: 学生部奨学課 (戸山キャンパス・学生会館 1 階)

1. 第二種奨学金(短期留学)の概要

- ①奨学金の種類: 第二種奨学金(有利子 利率固定型 or 利率見直し型を選択)
※希望により留学時特別増額(一時金 10 万円, 20 万円, 30 万円, 40 万円, 50 万円 有利子)を付与できます
- ②貸与月額: 5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円から選択(法務研のみ 19 万、22 万も選択可)
- ③貸与期間: 留学期間(3 ヶ月以上 1 年以内、ダブルディグリーは 2 年以内の留学)
- ④貸与始期: 留学開始月(4 月～7 月)
- ⑤その他: 日本学生支援機構の第一種奨学金を貸与中の方は、所定の手続きをすることで、留学中も貸与を受けることが可能です。第二種奨学金も、留学中の継続貸与が可能ですが、本奨学金の貸与を希望する場合は「休止」となります。

2. 申込(書類提出)受付締切日・場所

2016 年 1 月 20 日(水) 締切 【厳守】

学生部 奨学課 (戸山キャンパス・学生会館 1 階)

3. 申込の条件

- ①申込資格: 留学開始時期が 2016 年 4 月～2016 年 7 月、留学期間が 3 ヶ月から 1 年以内の短期留学(ダブルディグリー等は 2 年以内の留学)であり、かつ下記のいずれかの留学形態であること。
 - Double Degree Programs (DD) ●Exchange Programs (EX)
 - Customized Study Programs (CS) ●大学に留学と認定された私費留学※ただし、下記の場合は申込資格がありません。
 - ・学籍が「休学」扱いの留学の場合
 - ・第二種奨学金に既に採用されており、留学中も継続して交付を受ける場合
 - ・第一種奨学金に既に採用されている者が、留学に伴う手続き(奨学課への書類提出)をしない場合
- ②学力基準: 標準修業年限内で卒業見込みの人
- ③家計基準: 本人および配偶者(配偶者は定職がある場合のみ)の収入・所得金額で判定します
- ④その他: 採用後、留学中に返還誓約書の提出が必要となります